

5月は消費者月間です



春の時に多い生活に関するトラブル

1 ネットショッピング

ソファを注文したが、届いた物はパソコンで見た色と違う気がする。ショップに確認すると注文どおりだと言うが納得できない。

アドバイス

ネットショッピングは、画面と実際の商品で色やイメージが違うことがあります。店が決めた返品条件を事前に確認しましょう。

2 契約内容や料金

大手電力会社の委託先と名乗る業者から「料金を安くする」と電話があり契約した。見知らぬ会社から請求が届き、契約先が変わったことに気が付いた。解約を求めると違約金を請求された。

アドバイス

勧誘されたら名刺などで相手の会社名や連絡先を確認しましょう。また料金や解約条件などの説明をしっかりと受け、納得してから契約しましょう。

3 モノなしマルチ商法

友達に「もうかる情報が入ったUSB」の購入を勧められた。他の人を誘えば紹介料も入るので借金をしてでもやるべきと誘われ、断り切れず困っている。

アドバイス

投資や副業などの情報を守る「モノなしマルチ商法」が広がっています。親しい人に誘われても、その場できっぱりと断りましょう。また安易に高額なクレジット決済や借金を申し込むことはやめましょう。

4 フリマサービス

アプリで新品と書かれたバッグを購入した。しかし届いた商品は壊れていて、全体的に傷みもひどい。メールで返品・返金を求めたが、相手から回答がない。

アドバイス

フリマサービスでの取引は個人間の契約であり、トラブルも当事者間で解決することになります。規約をよく読み仕組みや禁止行為を理解しておきましょう。



新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意!!

1 マスクを無料送付するというメッセージとURLがスマートフォンに届いた。

アドバイス

マスクの入手が困難な状況に便乗し、関心を引く手口です。記載のURLをクリックすると不正なアプリをインストールされたり、身元確認などの理由で個人情報を入力させられる可能性があります。心当たりのない怪しいメールなどには反応しないようにしましょう。

2 突然自宅を訪問してきた業者から、経済が混乱し金相場が上がることは間違いない。今なら高騰する前の金額で金を買う権利が当たるかもしれないから、すぐに申し込んだ方がいいと勧誘された。

アドバイス

購入する権利を売るというのは典型的な詐欺です。少しでも怪しいと思ったらすぐに断り、絶対に耳を貸さないでください。

発生が予想される詐欺事例

- 不当に高価なマスクや消毒液を購入させようとする勧誘の電話
- 感染者への義援金協力を語り現金をだまし取る
- マスクや消毒液の転売による根拠のないもうけ話を持ちかける

他にも、自宅や職場へ不審な電話・人が来た時は、絶対その場で購入や寄付をすることを決めず、家族や知人、消費生活センターに相談してください。

詳しくは市HPから



キャッシュレス(スマホ)決済

「OOPay(ペイ)」はご存じですか。現金を持ち歩かなくても買い物ができて便利ですが、トラブルもあるため上手に利用しましょう。

スマホ決済のしくみ

スマホを読み取り機にかざすもの(非接触型)や、2次元バーコードを読み取るもの(コード型)があります。コード型は設置費用が安く、さまざまな店舗に拡大しています。どちらも専用アプリをダウンロードし、支払い方法を事前登録する必要があります。

どんなトラブルがあるの?

- スマホを紛失したら、残高が勝手に使われていた
- スマホが故障して決済アプリを入れ直したら使えなくなった
- 商品を返品したが返金されない

上手に利用するために

- 決済した金額はその場で必ず確認し、支払い完了時のメールやレシート、利用履歴などは残しましょう
- 第三者に悪用されないようにロック機能やパスワードの設定、スマホを他人に触らせないなど自己管理を徹底しましょう
- 紛失時に備え、利用停止方法などを事前に確認しましょう。回線が止まっても決済アプリの多くは利用できます。紛失時にはすぐにアプリの運営会社や登録したクレジット会社などに連絡してください
- クレジットカード情報が他人のスマホに登録され、不正に利用されたケースもあります。カード管理も徹底しましょう
- 機種変更の際のデータ移行方法について事前に確認しましょう



豆知識

クーリング・オフ制度

一定期間内であれば消費者が一方向的に契約を解除できる制度です。代金は全額返金、引き取り費用も事業者負担です。

手続き

申し出ははがきなどの書面で行い、コピーを取って保存し、「特定記録郵便」や「簡易書留」で販売会社の代表者宛てに送付します。

クーリング・オフのはがきの書き方(例)

契約解除通知書

次の契約を解除します。
 契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社 〇〇〇
 〇〇営業所(担当 〇〇氏)

なお支払い済みの 〇〇〇〇円 を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 住所 群馬県太田市〇〇町〇〇番地
 氏名 〇〇 〇〇

※クレジット払いで契約した場合は、クレジット会社にも通知してください。

クーリング・オフができる取引内容	期間
訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントサービス・催眠商法など)	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供(エステ・美容医療サービス・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス)	
訪問購入(業者が消費者の自宅を訪ねて、商品の買い取りを行うもの)	20日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	
業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法)	

※訪問販売や電話勧誘によるインターネット回線などの電気通信サービス契約には、クーリング・オフは適用されません。

豊かな未来へ「もったいない」から始めよう!

安全・安心で豊かに暮らせる社会の実現のため、特に食品ロスの削減などの倫理的消費の推進が求められています。一人一人が「もったいない」と考え、必要な量だけ購入して食べることが大切です。私たちの消費と将来の社会や環境とのつながりを意識し、大切な食べ物を捨てる前に、今からできることを始めてみませんか。

消費トラブル、解決のお手伝い
お気軽にご相談ください!

消費生活センター(市役所2階) ☎0276-30-2220

相談時間 午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
 緊急の相談は、消費者ホットライン「188」へ!!
 開所している相談窓口をご案内します。